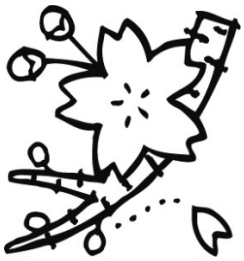

令和８年度
（２０２６年度）
東海市立保育園
入園のしおり
（重要事項説明書）

目　　次

ページ

保育園とは…… 1
東海市立保育園の名称と所在地…… 2
保育園では…… 3
年間行事について …… 3
保育園の１日の生活 …… 4
給食について…… 5
保育業務支援システム（kids plus）について …… 6
登園・降園について …… 6
欠席・早退について …… 6
服装・履き物について …… 6
災害共済給付制度について …… 7
持ち物について…… 7
おむつのサブスクについて …… 8
布団のリースについて …… 9
健康管理について …… 9
保育園の休日・休園について…… 14
特別利用保育について …… 16
苦情申出窓口の設置について…… 16
保育園での事業について …… 17
保育料等の納入について …… 18

保 育 園 と は

すべての児童は、心身ともに健やかに生まれて育てられるのが理想です。

しかし、児童の保護者が働いていたり、あるいは病気にかかっていたりする等の事情で、家庭で十分な保育ができない場合、子どもの育成上の配慮の観点から、必要な範囲において保護者にかわって保育をする施設が保育園です。

東海市立保育園では、人間形成のうえで、幼児期が一番大切な時期との考えから、次のように『めざす子ども像』・『保育方針』をもって保育しています。

めざす子ども像　『心身ともにたくましく心豊かな子ども』

- 健康で安全な生活を送る子ども
- 人とのかかわりを喜び、協調する子ども
- 様々な体験から心を動かす子ども
- 言葉を使って豊かに表現する子ども
- 興味や関心を持って行動する子ども

保 育 方 針

- 情緒の安定した生活や自己を十分に発揮できる環境を整える
- 子どもを深く理解し、一人一人の発達過程に合わせて保育する
- 子どもの主体的な活動や子ども相互のかかわりを大切にする
- 心が揺さぶられるような環境構成をする
- 保護者や地域社会との連携や交流を図る

東海市立保育園の名称と所在地

	名　　称	所　在　地	電　　話
1	一番畑保育園	名和町蓮池７番地	０５２－６０３－０７１９
2	名和保育園	名和町池西４５番地の１	０５２－６０３－０７０７
3	名和東保育園	名和町南三宅山４５番地	０５２－６０４－０７３１
4	渡内保育園	荒尾町油田４８番地の１	０５２－６０４－０２２２
5	平洲保育園	富貴ノ台三丁目７４番地	０５２－６０３－０３６９
6	木庭保育園	富木島町峰畑１０番地	０５２－６０１－４１１５
7	みどり保育園	荒尾町寺前６番地の１	０５２－６０４－８３３０
8	明倫保育園	富木島町貴船１６番地の４	０５２－６０３－０１８９
9	富木島保育園	富木島町向イ５７番地	０５２－６０３－０３７０
10	東山保育園	富木島町新藤棚５１番地	０５２－６０４－８３２０
11	大田保育園	大田町庄之脇１５番地	０５６２－３３－０４６２
12	高横須賀保育園	高横須賀町塩田５番地の１	０５６２－３２－２４２５
13	横須賀保育園	元浜町１１番地	０５６２－３２－０９２４
14	養父保育園	養父町大木之本２７番地	０５６２－３２－０３１２
15	加木屋保育園	加木屋町順見５１番地	０５６２－３２－１０３３
16	三ツ池保育園	加木屋町平子４９番地の１３	０５６２－３２－０３１３
17	大堀保育園	加木屋町東大堀２８番地の３４	０５６２－３４－９２６０
18	加木屋南保育園	加木屋町南鹿持２７番地	０５６２－３４－８２０７

※令和９年度末に名和東保育園、令和１０年度末に加木屋南保育園が廃園となります。廃園に伴い、受入可能年齢を縮小していく予定です。令和８年度については、名和東保育園の１歳児・２歳児及び３歳児、加木屋南保育園の１歳児及び２歳児の募集はありません。

保 育 園 で は

保育園では、乳幼児が昼間の大半を園で生活することを考慮し、安心して活動できるよう各年齢のお子さんの発達段階に応じていろいろな場面で具体的に計画をたて、それをもとに日々の保育を行い、保育園での生活を楽しく有意義に過ごせるように考えています。

年 間 行 事 に つ い て

（保育園によって多少異なります。）

月	保 育 園 行 事	保 護 者 会 行 事
4	入園式	入園式参加・総会
5	年少児昼寝開始 内科健診・歯科検診・交通安全教室	環境衛生活動
6	歯みがき指導・保育参観 年中児　年長児昼寝開始（希望者のみ）	研修会 花壇整備
7	七夕会・個人懇談会	
8	検尿	
9	昼寝終了	
１０	運動会・おべんとうの日 内科健診・歯科検診	運動会参加
１１		花壇整備
１２	生活発表会・クリスマス会	生活発表会参加
1		
2	豆まき	卒園・修園記念写真撮影
3	ひなまつり会・おべんとうの日 お別れ会・卒園式・修園式	卒園式参加・総会

※　避難訓練（毎月２回）・誕生会（毎月下旬）・身体測定（毎月中旬）
　　交通指導（毎月１回）未就園児との交流（年９回）

※　年間行事の実施月については、保育園により異なる場合もあります。

保育園の１日の生活　＜　保育園によって多少異なります。＞

生活・遊びの実体験を通して人間形成の基礎を学びます

ノトノトのお子さんの生活リズムにあわせて一日を快適にすごします

3・4・5歳児		0・1・2歳児
早朝保育	7:30	早朝保育
時差登園	8:00	時差登園
健康チェック	9:00	健康チェック
子どもが選んだ遊び	9:30	遊び
予定した遊び		
造形遊び・ごっこ遊び		おやつ
リズム遊び		散歩
楽器遊び　運動遊び		外遊び　など
鬼ごっこ　など	11:15	食事
食事	11:45	ひるね
午前中からの	13:00	健康チェック
継続遊び		
好きな遊び		
（夏季はひるね）		
おやつ	14:15	おやつ
降園準備	14:30	降園準備
健康チェック		健康チェック
降園	15:00 ～ 16:00	降園
延長保育		延長保育
おやつ		おやつ
好きな遊び		好きな遊び
時差降園	19:00	時差降園

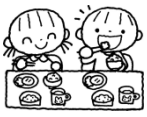

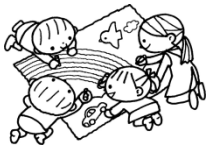

ミルク
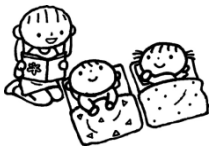

離乳食

おむつ交換

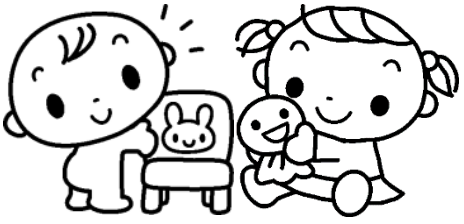

給食について

1　給食は、心身の成長・発育と健康保持・増進を図るために必要な食物を、質や量の面からバランスのとれた献立で、全保育園統一して実施しています。

2　給食は、年齢や月齢にそった調理方法で、衛生面についても十分に配慮し実施しています。一日の食事の割合は、次のとおりです。

＜一日の食事の割合＞

◆　１歳児・２歳児

家　庭		保　育　園	
朝	夕	昼	おやつ(午前・午後)
２５％	２５％	３０％	２０％

◆　３歳児・４歳児・５歳児

家　庭		保　育　園	
朝	夕	昼	おやつ(午後)
３０％	３０％	３０％	１０％

3　正しい食生活の習慣を身につけるために次のような指導を行っていきます。

・　食前の手洗い、食後のうがいや歯みがきをする
・　いろいろな食材を味わう
・　食事のマナー（食べ方、食具の使い方、あいさつ）を知る

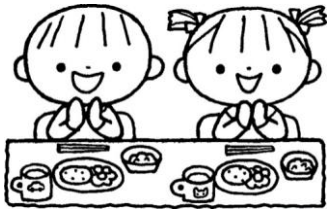

4　献立表

毎月１か月の献立をお知らせします。家庭での朝食、夕食の参考にしてください。

5　給食内容

・　０歳児

授乳・離乳の支援ガイドに沿って、月齢に合った離乳食を作っています。

・　１歳以上児

主食（ごはん・パン・めん類)、おかず、おやつを含む完全給食です。

6　食物アレルギーを持つ園児に関しては医師の生活管理指導表等をもとに話し合いの上、除去食等での対応もします。お早めにお知らせください。

7　給食費について

３歳以上児について令和元年（２０１９年）１０月から幼児教育・保育無償化により保育料とは別に給食費を徴収することとなりました。金額等については「入所申込について」９ページを御確認ください。

※　給食費の納付については月額となっておりますので、利用日数に関わらず全額納付となります。ただし、月の初日から末日まで１ヵ月間（月途中入所の場合は、入所日から月末まで）欠席の場合は、主食費及び副食費を返金又は次月以降分と相殺します。

8　年に数回、食育について記載したパッピーだよりを発行しています。

保育業務支援システム（kids plus）ついて

東海市立保育園では、保護者の利便性等を図るため、登降園管理や欠席連絡、園からのお知らせ等について、ICT システムを導入しています。

内容等詳細につきましては、入園説明会等でご連絡します。

登園・降園について

1　登園・降園の際は、担任保育士に声をかけてください。

2　園児の送り迎えについては、保護者が責任を持って付き添うようにしてください。
なお、この場合、交通のきまりを繰り返し指導し安全を期してください。

3　送り迎えは、事前に連絡をいただいた方でお願いします。変更の場合は電話で園へお知らせ下さい。なお、小学校のお子さんによる送迎は出来ません。

4　０～２歳児について、就労の場合は休日（有給・「保育の必要な事由」に該当しない育児休暇等を含む）、求職活動の場合は活動しない日等、「保育の必要な事由」に該当しない日は、お子さんの体力面等も考慮し、御家庭での保育をお願いします。但し、御事情（保護者の通院や兄弟の学校行事等）がある場合、在籍園に御相談の上、利用は可能ですが、平日午前８時から午後４時までの範囲内での保育に御協力くださるようお願いします。

5　３～５歳児については、集団生活による児童の発達を考慮し、保護者が休日（自宅での保育可能）の場合、保育園をご利用いただけますが、通常、早朝・延長保育を利用されている方は、平日午前８時から午後４時までの範囲内での保育に御協力くださるようお願いします。

欠席・早退について

1　欠席のとき・遅れるときは、その旨を必ず午前９時３０分までに園に連絡してください。

2　感染のおそれがある流行性眼病、はしか、水痘（水ぼうそう）、風疹、百日咳、流行性耳下腺炎（おたふく風邪）等流行性疾病、又はその疑いのあるときは、全治し、医師の許可があるまで必ず休ませ、医師の登園許可後、全身状態が良い場合に限って登園させてください。特に、下痢のときは他への感染の恐れもあるため、必ず医師の診断を受けて、その指示に従ってください。詳しくはP. １１～１３を参照してください。

3　早退のときは、前もってわかっていましたら、担任保育士等に必ず事前に連絡してください。
なお、お迎えは保護者の方に来ていただきます。

服装・履き物について

1　清潔で丈夫な活動しやすい衣服、帽子をかぶらせ、３歳以上児はスモックの着用をお願いします。

2　ズボン、パンツ等は、大小便のしやすいものにしてください。（ゴムひもの物にして、つりズボンやベルト付は、さけてください。）

3　お子さんの足に合った活動しやすい靴をはかせ、サンダル等はさけてください

災害共済給付制度について

1　保育中の事故に備え、本市では独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度に全員加入します。（保険料は全額市負担）なお、入園後に加入同意書の提出をお願いします。

2　保育中でけがをしたときは、医療費については、東海市乳幼児医療費の助成制度によって全額支給されているので、見舞金相当額（医療費の２割）を独立行政法人日本スポーツ振興センターから支給いたします。

3　保育園では、事故を起こさないよう毎日細心の注意を払って保育していますが、集団生活では思わぬ事故が起こる場合があります。ご理解をお願いします。

持ち物について

1　帽子、スモック、カバン、ハンカチ、ティッシュ、靴等、名前の書けるものには「ひらがな」ではっきり書いてください。書きにくいものには、特に、お子さんにわかるようにし、「しるし」をつけてください。なお、洗濯後消えたり、薄くなったりしたものは、書き直してください。

2　カバンの中は毎日確認してください

3　お金・菓子・おもちゃ等は、持たせないでください。

＜持ち物で用意していただくもの・・・標準的なもの＞

詳しくは入園説明会でお知らせします。ご不明な点は内定園にお問い合わせください。

◆　３歳以上児（３歳・４歳・５歳）

品　名	説　明
手拭きタオル	ループが付いたハンドタオル
コップ	割れにくい、取っ手のついた持ちやすいもの
コップ袋	お子さんが出し入れしやすいコップに合わせた大きさの袋
エプロン	お子さんが一人で付けはずしのできるもの
水筒	肩から掛けるもの（保冷機能があるものが望ましいです）
上靴	バレーシューズ
ハンカチ ポケットティッシュ	
着替え	下着・ズボン（スカート）・上衣

＊　排泄が自立していない子は、パンツ、ビニール袋など、着替えを用意してください。

＊　保育用として、机ふき用雑巾２枚、タオル１枚を無記名で提出してください。

◆　３歳未満児（０歳・１歳・２歳）

品　名	説　明
布　団　上下	ベビー用等の綿の薄いものに必ずカバーをつけ、ずれないように固定する
着　替　え	下着・ズボン（スカート）・上衣・おむつ等 個々の状態に合わせて用意する
ﾃｨｯｼｭﾍﾟｰﾊﾟｰ	１箱
ビニール袋等	汚れた衣服・エプロンを入れる
体　温　計	おひるね後や体調不良時に使用する
エ　プ　ロ　ン	おやつ、食事に使用するもの（３枚）
手拭きタオル	ループが付いたハンドタオル
お　む　つ	お子さんに合わせた必要な枚数
おむつ交換用タオル	お子さんのおむつ交換時にお尻の下に敷く
コ　ッ　プ	割れにくい、取っ手のついた持ちやすいものにする
上　靴	室内用のくつ

＊　毎週末は布団を持ち帰り、日光に干し、カバーを洗濯してください。

＊　その他必要なものは、担任保育士と相談のうえ、お子さんに合わせて準備してください。

＊　保育用として、机ふき用雑巾２枚、タオル１枚を提出してください。

おむつのサブスクについて

保育園で使用する紙おむつとおしりふきが、毎月定額で使い放題になるサブスクリプションサービスです。保護者は、毎月定額の利用料を支払うことでおむつが直接保育園に届くため、おむつへの名前記入やおむつを持ってくる手間がなくなります。

１　サービス提供者

ＢＡＢＹ　ＪＯＢ株式会社　大阪府大阪市淀川区西中島６丁目７番８号７階

２　利用料金

月額２，２００円（税込）

※利用料金を口座振替で支払う場合は、別途支払手数料として毎月１２０円（税込）がかかります。

※お試し期間として、利用を開始した月は無料です。

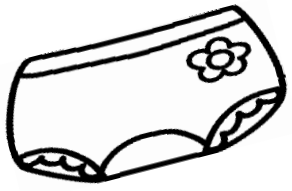

３　利用対象者

全年齢の園児（希望者のみ）

４　申込方法

保護者が直接サービス提供者へ申し込みをします。詳しくは入所する公立保育園へお問い合わせ下さい。

布団のリースについて

保育園で使用するお昼寝用寝具（マット・マットカバー、シーツ、掛布団）が、毎月定額でリースすることができるサービスです。保護者は、毎月定額の利用料を支払うことで布団が直接保育園へ届くため、布団等の持参や洗濯等が不要となり、保育園でのシーツ交換等のみとなります。

１　サービス提供者

株式会社　ニシワキ　愛知県名古屋市北区水草町一丁目６８番地

２　利用料金

月額２，２００円（税込）

※支払い方法については口座振替のみ。

３　利用対象者

０歳児～３歳児（希望者のみ）

４　申込方法

保護者が直接サービス提供者へ申し込みをします。詳しくは入所する公立保育園へお問い合わせ下さい。

健康管理について

１　入園後しばらくの間は、お子さんは心身ともに大変疲れて帰りますので、十分に休息・睡眠をとらせましょう。

２　朝食は必ずとり、用便は、できるだけ毎朝登園前に済ませる習慣をつけましょう。

３　家でも、食事やおやつの前、外から帰ったときには、うがい・手洗いをする習慣をつけましょう。

４　登園前にお子さんの健康状態をよく観察し、少しでも異常のある場合は登園させないようにしてください。

５　くすりは原則として取り扱いません。与薬は大切なお子さんの生命にかかわる重要な行為で、慎重な対応が求められるからです。集団の場ですので、誤飲等の事故防止の意味もあります。場合によっては園長に相談してください。

６　持病（ぜんそく・ひきつけ・アレルギー体質・心臓病等）、関節のはずれやすい子、熱のすぐ出る子、薬品負けのする子は、保育上注意が必要なため必ずお知らせください。

７　次のような状態で、集団生活が無理な場合はご連絡しますので、園児の迎えをお願いします。

- 発熱（３７．５度以上）
- せきのひどいとき　・　おう吐や下痢のひどいとき
- 感染症の疑いのあるとき　・　その他受診の必要なとき

８　病気で休むときは、病状をお知らせください。

９　感染症の場合、他にうつる心配がなくなるまで登園停止になります。これは東海市教育委員会より提供のあった学校感染症分類に基づいています。

⑴　感染症と診断されたときは、速やかに園に連絡してください。

⑵　登園停止期間は１１～１２ページのとおりです。また、治癒（ちゆ）しても子どもの健康状態を充分

観察して、集団生活に耐えられることを目安にしてください。

１０　保育園では健康診断・歯科検診・歯みがき指導・身体測定等をします。検診後、嘱託医から受診の必要があると言われたときは、速やかに医療機関にご相談ください。

１１　１歳６か月児、３歳児の定期健康診断は忘れずに受けてください。受診後は、結果を保育園にお知らせください。

１２　たくさんのお子さんとの集団生活では、感染症にかかる可能性も高くなります。予防接種で防げる病気がたくさんありますので、積極的に予防接種を受けることでお子さんの健康に役立ててください。

お子さんの健康状態をみるポイント

いつもと違う“機嫌の悪さ”は子どもからのサイン

＜発熱＞

24 時間以内に
37.5℃以上の熱があった

＜せきがひどい＞

せきがあり眠れない
せきあげがあった
せき込んで苦しそう
少し動くとせきが出る

＜おう吐や下痢＞

食事や水分を欲しがらない
食事や水分を摂ると下痢や
おう吐がある

＜発疹＞

今までになかった発疹があるとき
口の中に発疹ができていて食事や水分
がとれない
ジクジクしている
かゆみが強いとき

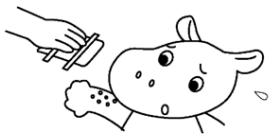

＜目の症状＞

目やにが多い
目が赤くはれぼったい
まぶしがる

このような症状があるときには
登園前に医療機関の受診をお勧めします。

保育所は児童福祉施設ではありますが、子どもの健康診断及び保健的対応については、学校保健安全法に準拠して行われています。

参考　　学校保健安全法施行規則第 18 条における感染症の種類について

（令和５年（２０２３年）５月現在）

第一種の感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属ＳＡＲＳコロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属ＭＥＲＳコロナウイルスであるものに限る。）及び特定鳥インフルエンザ（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）第６条第３項第６号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。） ※ 上記に加え、感染症法第６条第７項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第８項に規定する指定感染症、及び同条第９項に規定する新感染症は、第一種の感染症とみなされます。
第二種の感染症	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）、百日咳、麻しん、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和２年１月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）、結核及び侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）
第三種の感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症

〈出席停止と臨時休業〉

学校保健安全法には、出席停止や臨時休業に関する規定があり、校長は、学校において予防すべき感染症にかかっている、かかっている疑いがある、又はかかるおそれのある児童生徒等について、出席を停止することができます。この際、各学校においては、児童生徒等に対する出席停止の措置等によって差別や偏見が生じることのないように十分に配慮する必要があります。

また、学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、学校の全部又は一部の休業を行うことができます。

〈学校保健安全法施行規則第 19 条における出席停止の期間の基準〉

○　第一種の感染症：治癒するまで

○　第二種の感染症：（結核及び髄膜炎菌性髄膜炎を除く）
次の期間（ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りでない。）

・インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）

……発症した後５日を経過し、かつ解熱した後２日(幼児にあっては３日)を経過するまで

・百　日　咳……特有の咳が消失するまで又は５日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで

・麻　し　ん……解熱した後３日を経過するまで

・流行性耳下腺炎……耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後５日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで

・風　し　ん……発しんが消失するまで

・水　　痘……すべての発しんが痂皮（かさぶた）化するまで

・咽 頭 結 膜 熱……主要症状が消退した後２日を経過するまで

・新型コロナウイルス……発症した後５日を経過し、かつ、症状が軽快した後１日を経過するまで

〇結核、侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）及び第三種の感染症：病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

〈出典〉保育所における感染症対策ガイドライン（2018 年改訂版）

2023 年（令和５年）７月一部修正版

※1　上記の病名の治癒後、再登園する場合には、東海市教育委員会所定の用紙（学校感染症診断結果の報告書）が必要です。ただし、**新型コロナウイルス・インフルエンザについては、提出は不要です。**

※2　咽頭結膜熱とはアデノウイルスの感染により、発熱（３８～３９度）、のどの痛み、結膜炎といった症状を来す、小児に多い病気です。

＜保護者の方へ＞

東海市教育委員会

東海市福祉事務所

東海市内幼稚園

さつき福祉会

東海市内認可保育施設

見本

学校感染症診断結果の報告

学 校 名　東海市立＿＿＿＿＿＿学校　　年　　組

園　　名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿園　　組

氏　　名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

病　　名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（　　月　　日　～　　月　　日）

月　　日より、登校・登園が可能と認めます。

令和　　年　　月　　日

医 師 名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※　この報告書の証明を依頼する際には、学校（園）名・学年・組・氏名を記入の上、医療機関に依頼してください。

※　この報告書は、東海市医師会の御協力で市内医療機関では文書料は免除されますが、市外の医療機関では有料となる場合がありますので御承知おきください

保育園の休日・休園について

○　保育園の休日

日曜日・祝日、１月２日、１月３日及び１２月２９日から同月３１日まで

○　警報等発表時における休園判断について

１「レベル５特別警報」「レベル４危険警報」が東海市に発表された場合又は「緊急安全確保」「避難指示」が東海市のいずれかの地区に発令された場合

登園前	・登園しないでください。 ・特別警報等解除後も保育園から保育業務支援システム等により連絡があるまでは、休園となります。
登園後	・直ちに保育を中止し、保育園又は避難場所等に待機して園児の安全を確保します。 ・保護者は、保育園まで安全に迎えに来られると判断された場合は速やかに来てください。安全な迎えが難しい場合は、保護者の迎えがあるまで保育園又は避難場所等で待機します。

２「暴風警報」「暴風雪警報」が東海市を含むエリアに発表された場合

登園前	午前６時３０分までに解除された場合	平常通りの保育を行います
	午前６時３０分から９時３０分までに解除された場合	**解除後２時間を経てから当日の保育及び給食（非常食となる場合があります）を実施します**
	午前９時３０分を過ぎても解除されない場合	**休園となります**
登園後	・警報が発表された場合は、保育を中止します。 ・保育園は、保育業務支援システム等により保護者へ連絡し、園児の安全を確保し、保護者への引渡し準備を行います。 ・保護者は、道路等の安全を確認のうえ、お迎えをお願いします。	
その他	**※道路の冠水等により登園が危険と判断される場合は登園を見合わせてください。** ・午前９時３０分までに警報が解除された場合であっても、施設に大きな被害が発生し保育の実施が困難な場合は、**休園となります。**	

３　「高齢者等避難」が東海市のいずれかの地区に発令された場合

発令された地区を含む小学校区を基準とし、その小学校区内にある園のみ、２の「暴風警報」「暴風雪警報」が発令された場合の対応に準じ、休園等の対応とします。

市内保育園の小学校区一覧

保育園名	小学校区	保育園名	小学校区
一番畑保育園	緑陽小学校	東山保育園	富木島小学校
名和保育園	名和小学校	大田保育園	大田小学校
名和東保育園	名和小学校	高横須賀保育園	横須賀小学校
渡内保育園	渡内小学校	横須賀保育園	横須賀小学校
平洲保育園	平洲小学校	養父保育園	横須賀小学校
木庭保育園	平洲小学校	加木屋保育園	加木屋小学校
みどり保育園	明倫小学校	三ツ池保育園	三ツ池小学校
明倫保育園	明倫小学校	大堀保育園	加木屋南小学校
富木島保育園	富木島小学校	加木屋南保育園	加木屋南小学校

４「レベル３大雨警報」「レベル３氾濫警報」「大雪警報」が東海市に発表された場合

※**原則、通常どおり保育**を実施します。ただし、気象及び周辺状況から、市長または福祉事務所長により登園が危険と判断された場合、**休園となる場合があります。**

登園前	登園が危険と保護者が判断された場合は、登園を見合わせ、安全が確認されてから登園してください。
登園後	・気象状況や園の周辺状況等から、休園と判断した場合、保育園から保育業務支援システム等により保護者へ連絡します。 ・保護者は、道路等の安全を確認のうえ、お迎えをお願いします。

○　地震発生時における休園判断について

登園前	施設に大きな被害が発生し、保育の実施が困難な場合は、**休園となります。**
登園後	・施設に大きな被害が発生し、保育の実施が困難な場合は、保育を中止します。その際は、保育園から保育業務支援システム等により保護者へ連絡します。 ・保護者は、道路等の安全を確認のうえ、お迎えをお願いします。

○　その他

上記以外にも、以下の場合等に休園となる場合があります。

※「津波警報」や「大津波警報」が伊勢・三河湾区域に発表された場合

※河川に対して、「○○川レベル４氾濫危険警報」、「氾濫注意情報」等が発表された場合で、小学校区内に洪水浸水想定区域を含む校区にある保育園

【東海市内で想定される河川及び洪水浸水想定区域に属する小学校区と保育園】

河川名	保育園名	小学校区
天白川	一番畑保育園	緑陽小学校
大田川水系 （大田川） （渡内川） （中川）	渡内保育園	渡内小学校
	平洲保育園	平洲小学校
	大田保育園	大田小学校
	みどり保育園	明倫小学校
	明倫保育園	明倫小学校
	高横須賀保育園	横須賀小学校
	横須賀保育園	横須賀小学校
	養父保育園	横須賀小学校
	加木屋保育園	加木屋小学校
信濃川水系 （信濃川） （横須賀新川）	大田保育園	大田小学校
	高横須賀保育園	横須賀小学校
	横須賀保育園	横須賀小学校
	養父保育園	横須賀小学校

※　その他市長または福祉事務所長が休園が必要と判断する場合

次の情報ツール等をご登録いただきますと、災害情報等をいち早く受け取ることができます

東海市 LINE
公式
アカウント

東海市防災 X
（旧 Twitter）

ちたまる安全安心
メルマガ

特別利用保育について

公立１８保育園では下記の対象児童に該当する児童も、定員に空きがある場合に限り、特別利用保育制度により入園することができます。

特別利用保育とは、子ども・子育て支援新制度において、教育認定児童（保育所の入所要件に該当しない児童）が、特別な支援が必要であること等の理由により認定こども園の教育認定枠又は幼稚園に入所ができない場合等で、市町村がやむを得ないと認める場合において、例外的に保育所に入所ができる制度です。

１　対象児童

次のいずれかに該当する３歳児から就学前までの児童

⑴　特別支援児保育所入所等支援委員会で特別支援保育対象児童として認められた児童

⑵　５歳児において実施児（求職活動を除く）であった児童の保護者が保育所の入所要件に該当しなくなった場合で、小学校就学までの円滑な移行への配慮が必要と認められる場合

⑶　市長が特に必要と認める場合

２　保育料及び給食費

⑴　保育料

無償

⑵　給食費

公立１８保育園に保育認定児童（保育の必要性が認められた児童）として入所する場合と同じ（※詳しくは５ページの「給食について」及び別冊の「入所申込について」９ページを御確認ください。）

３　利用可能時間

午前９時から午後３時まで

苦情申出窓口の設置について

社会福祉法第８２条の規定により、本市の保育園における保育の実施に対して、利用者からの苦情に適切に対応するため、苦情申出窓口を設置しています。

１　苦情解決責任者　　各保育園長

２　苦情受付担当者　　各保育園主任保育士

３　第三者委員　　小野　真弓　【連絡先　０５２－６０１－４５８６】

４　苦情解決の方法

⑴　苦情の受付

苦情は面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。

なお、第三者委員に直接苦情を申し出ることもできます。

⑵　苦情受付に報告・確認

苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決担当者と第三者委員（苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く）に報告します。第三者委員は内容を確認し、苦情申出人に対

して、報告を受けた旨を通知します。

⑶ 苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。その際、苦情申出人は、第三者委員の助言や立会いを求めることができます。

なお、第三者委員の立ち会いによる話し合いは、次により行います。

ア　第三者委員による苦情内容の確認

イ　第三者委員による解決案の調整、助言

ウ　話し合いの結果や改善事項等の確認

⑷ 愛知県「運営適正化委員会」の紹介

市で解決できない苦情は、愛知県社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会（連絡先０５２－２１２－５５１５）に申し立てることができます。

保育園での事業について

◎　一時的保育事業

	非定型的保育事業	緊急一時保育事業
対象の事由	保護者の就労、職業訓練、就学（保護者どちらかの就労等が１月あたり６０時間未満の場合に限る）により、週２、３日家庭での保育ができない場合	保護者の疾病等（入院、出産、看護、冠婚葬祭、災害、リフレッシュ）により、緊急かつ一時的に家庭での保育ができない場合
対象児童	保育園・幼稚園などに入園していない満１歳～就学前までの児童	
保育期間	週３日以内の保育を必要とする期間	１月に１４日（リフレッシュは２日）以内の保育を必要とする期間
保育時間	午前８時から午後６時までの必要な時間	
実施園	みどり保育園	東海市立保育園全園
申込み	利用日の前月２０日までに実施園へ申込み、上半期・下半期ごとに契約 １か月ごとに利用日を申込む	利用日当日までに利用希望実施保育園へ申込み（リフレッシュは３営業日前までに申込み）
使用料（日額）	１歳児：2,０００円　　２歳児：1,９００円　　３歳児：1,１００円 ４歳児以上：1,０００円 ※年齢は、利用年の３月３１日の満年齢とする。ただし、１歳児は、利用日に１歳の誕生日を迎えている児童を含む。	

※申し込みに必要な書類については、利用希望実施園へお問い合わせください。なお、保育園の受け入れ態勢によっては、利用希望があった場合でもお断りさせていただく場合があります。

※当日キャンセルの場合は使用料がかかります。

※幼児教育・保育料無償化制度等により、施設等利用給付認定を受けた児童は支払った使用料に係る給付を受けられる場合があります。ただし、使用料のうち次の給食費に係る費用は除きます。

（３歳以上児　給食費：２６５円、３歳未満児　給食費：３５５円）

◎　特別支援保育…　保育を必要とする児童で、集団生活での支援が必要な児童について、特別支援保育を実施しています。特別支援保育では、児童の発達や特性に合わせた保育上の配慮を行っています。入園時の手続きとして、相談会・入所等支援委員会を経由する事が必要です。特別支援保育指定園は次の保育園です。

３・４・５歳児 … 一番畑・名和・渡内・平洲・明倫・富木島・東山・大田・高横須賀・横須賀・加木屋・三ツ池・大堀保育園

◎　保育ボランティア事業

毎月第２月曜日からその週の金曜日（学生は、毎月第２土曜日）午前１０時から午後３時（土曜日は、午前９時～１１時）まで、地域の中学生以上の方を対象に保育園を開放し、園児との遊び・保育教材作り・草取り・清掃などの活動をしています。

保育料等の納入について

保育料及び給食費の納入は、原則口座振替で行います。

つきましては、入園手続き時にお渡しする「東海市税・料金口座振替依頼書」を入園日までに入所する保育園に提出してください。（口座振替の開始は提出から２～３ヵ月後となります。口座振替が開始されるまでは、月末までに保育園に現金で納めてください。）

なお、口座振替ができなかった場合は、翌月中旬に保育園から連絡しますので、連絡後速やかに保育園に現金で納めてください。

また、やむを得ない事情により「東海市税・料金口座振替依頼書」が提出できない場合は保育園にご相談ください。

【対　　象】

公立及び私立保育所

※　認定こども園及び小規模保育事業は各施設での徴収となります。

※　私立保育所を利用する場合は、保育料のみ東海市が口座振替で徴収します。早朝・延長保育使用料等の支払い方法については、私立保育所へ直接お問合せください。

【振 替 日】

毎月末日（１２月分は１２月２５日の予定）

（ただし、その日が土・日曜日又は祝日にあたる場合は直後の金融機関営業日）

※　振替日当日の入金では振替ができませんので、前日までにご入金ください。

【手 続 き】

希望する金融機関を下記の一覧表から選び、「東海市税・料金口座振替依頼書」に記入し、預金口座のお届印を捺印して、保育園に提出してください。預金口座がすでに一覧表の金融機関にある場合は、その預金口座がご利用できます

【口座振替のしくみ】

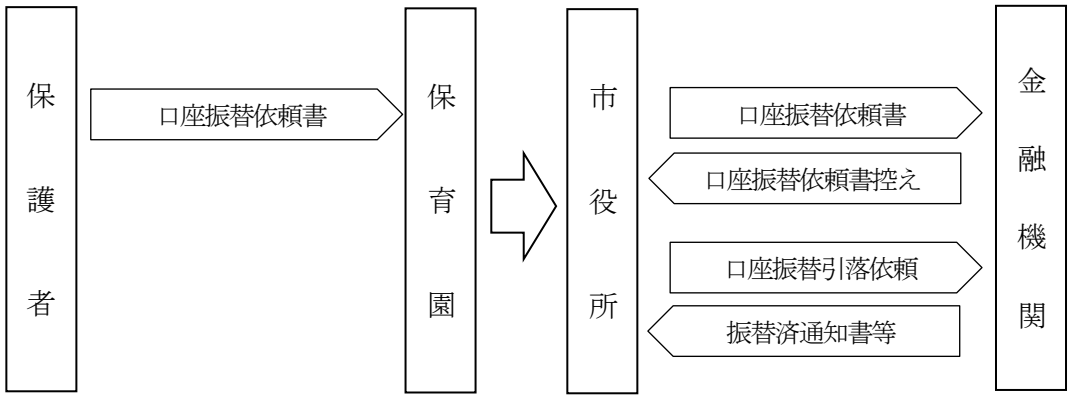

【取扱金融機関】

＊	三菱ＵＦＪ銀行	本　店　・　支　店
＊	三井住友銀行	本　店　・　支　店
＊	大垣共立銀行	愛知県内の支店
＊	十六銀行	〃
＊	三十三銀行	〃
＊	あいち銀行	愛知県内の本店・支店
＊	名古屋銀行	〃
＊	半田信用金庫	〃
＊	知多信用金庫	〃
＊	碧海信用金庫	〃
＊	東海労働金庫	〃
＊	あいち知多農業協同組合	各　支　店
＊	ゆうちょ銀行	全　店

・　上記以外の金融機関では取扱いができませんので御承知おきください

【東海市税・料金口座振替依頼書】

記入例

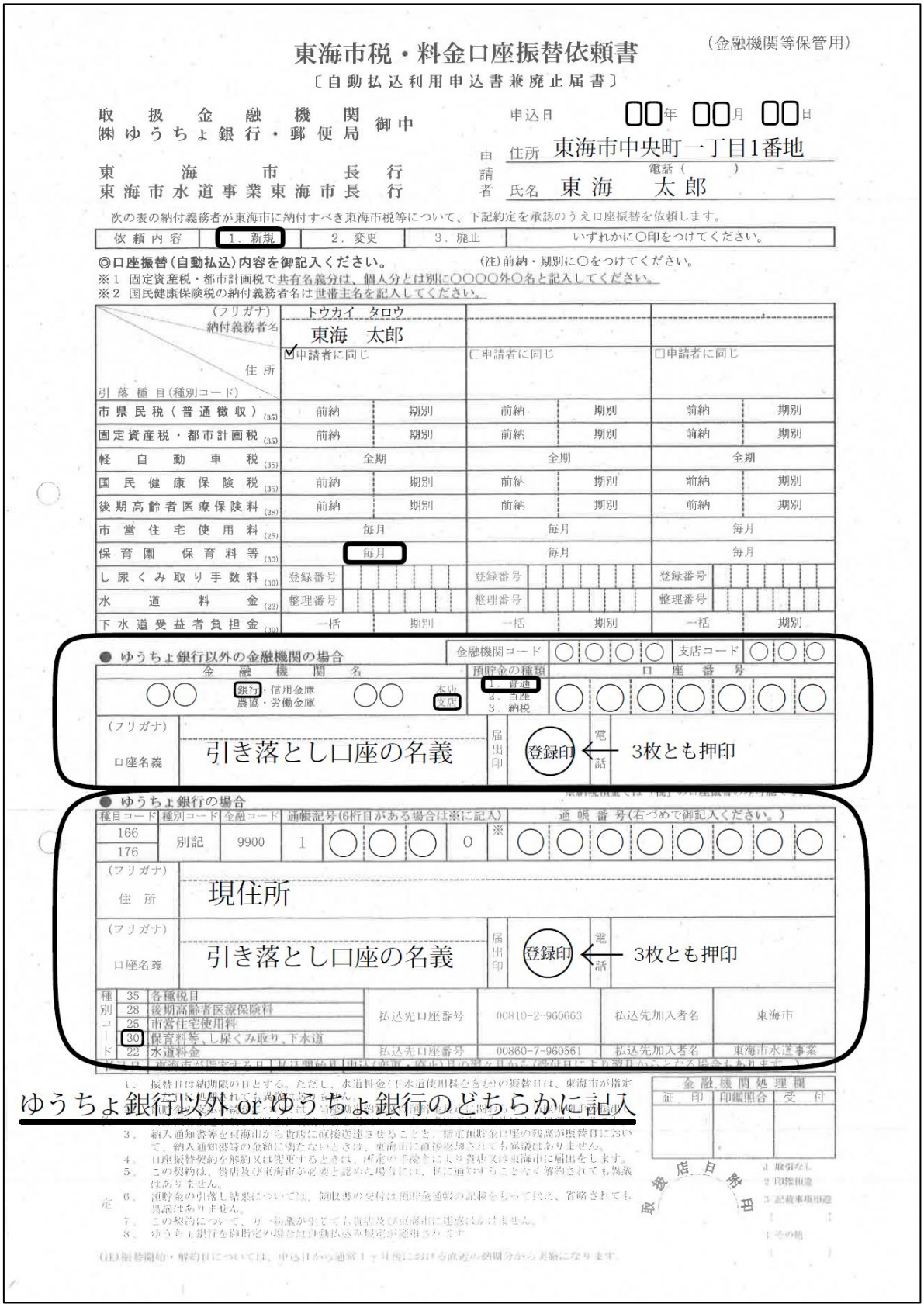

東海市税・料金口座振替依頼書

（金融機関等保管用）

〔自動払込利用申込書兼廃止届書〕

取扱金融機関 ㈱ゆうちょ銀行・郵便局 御中

申込日 00年 00月 00日

東海市長行
東海市水道事業東海市長行

申請者 住所 東海市中央町一丁目1番地
電話（　　）－
氏名 東海　太郎

次の表の納付義務者が東海市に納付すべき東海市税等について、下記約定を承認のうえ口座振替を依頼します。

依頼内容	1．新規	2．変更	3．廃止	いずれかに○印をつけてください。

◎口座振替（自動払込）内容を御記入ください。　（注）前納・期別に○をつけてください。

※1 固定資産税・都市計画税で共有名義分は、個人分とは別に○○○○外○名と記入してください。

※2 国民健康保険税の納付義務者名は世帯主名を記入してください。

（フリガナ）納付義務者名	トウカイ　タロウ 東海　太郎					
住所	☑申請者に同じ		□申請者に同じ		□申請者に同じ	
引落種目（種別コード）						
市県民税（普通徴収）(35)	前納	期別	前納	期別	前納	期別
固定資産税・都市計画税(35)	前納	期別	前納	期別	前納	期別
軽自動車税(35)	全期		全期		全期	
国民健康保険税(35)	前納	期別	前納	期別	前納	期別
後期高齢者医療保険料(28)	前納	期別	前納	期別	前納	期別
市営住宅使用料(25)	毎月		毎月		毎月	
保育園　保育料等(30)	毎月		毎月		毎月	
し尿くみ取り手数料(30)	登録番号		登録番号		登録番号	
水道料金(22)	整理番号		整理番号		整理番号	
下水道受益者負担金(30)	一括	期別	一括	期別	一括	期別

● ゆうちょ銀行以外の金融機関の場合

金融機関コード ○○○○　支店コード ○○○

金融機関名		預貯金の種類	口座番号
○○ 銀行・信用金庫 農協・労働金庫	○○ 本店 支店	1．普通 2．当座 3．納税	○○○○○○○

（フリガナ）口座名義	引き落とし口座の名義	届出印	登録印	電話	3枚とも押印

● ゆうちょ銀行の場合

種目コード	種別コード	金融コード	通帳記号（6桁目がある場合は※に記入）					通帳番号（右づめで御記入ください。）
166 176	別記	9900	1	○○○	0	※		○○○○○○○○

（フリガナ）住所	現住所				
（フリガナ）口座名義	引き落とし口座の名義	届出印	登録印	電話	3枚とも押印

種別コード					
35	各種税目	払込先口座番号	00810-2-960663	払込先加入者名	東海市
28	後期高齢者医療保険料				
25	市営住宅使用料				
30	保育料等、し尿くみ取り、下水道				
22	水道料金	払込先口座番号	00860-7-960561	払込先加入者名	東海市水道事業

取扱日	東海市が指定する日	払込開始日	申込（変更・廃止）日の翌々月から（受付日により翌月からとなる場合もあります。）

ゆうちょ銀行以外 or ゆうちょ銀行のどちらかに記入

1．振替日は納期限の日とする。ただし、水道料金（下水道使用料を含む）の振替日は、東海市が指定[illegible]

3．納入通知書等を東海市から貴店に直接送達させることと、指定預貯金口座の残高が振替日において、納入通知書等の金額に満たないときは、東海市に直接返却されても異議はありません。

4．口座振替契約を解約又は変更するときは、所定の手続きにより貴店又は東海市に届出をします。

5．この契約は、貴店及び東海市が必要と認めた場合には、私に通知することなく解約されても異議はありません。

6．預貯金の引落し結果については、領収書の交付は預貯金通帳の記載をもって代え、省略されても異議はありません。

7．この契約について、万一紛議が生じても貴店及び東海市に迷惑はかけません。

8．ゆうちょ銀行を御指定の場合は自動払込み規定が適用されます。

（注）振替開始・解約日については、申込日から通常1ヶ月後における直近の納期分から実施になります。

金融機関処理欄		
証印	印鑑照合	受付

取扱店日附印

1 取引なし
2 印鑑相違
3 記載事項相違
4 その他

(問い合わせ先)
東海市中央町一丁目１番地
東海市役所
市民福祉部　幼児保育課
TEL：（０５２）６１３－７６６９
（０５６２）３８－６２９２